

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、公正で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の1つと考えております。コンプライアンスにつきましては、経営陣のみならず、全社員が認識して実践することが重要であると考えております。また当社は、平成20年1月の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議いたしました。この基本方針に基づき法令遵守のための体制を整備した企業体制を作ることにより、当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
谷井等	856,000	21.40
田畑正吾	664,800	16.62
楽天株式会社	568,000	14.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	233,300	5.83
田代正雄	120,000	3.00
株式会社ツルヤ	100,000	2.50
シナジーマーケティング従業員持株会	99,800	2.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	92,400	2.31
NCT信託銀行株式会社(投信口)	80,000	2.00
株式会社オプト	64,000	1.60

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス
決算期	12月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
井上 哲浩	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
井上 哲浩	独立役員	日本のインターネット・マーケティング研究における第一人者であり、その幅広い知見をいかし、当社の経営全般に中立的な立場で助言を頂戴するために、選任するものであります。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役監査の実施状況について、あずさ監査法人によって期中・期末に行われる監査時等に説明すると共に、必要なアドバイスを求めています。また、期中・期末に行われる監査において、指摘を受けた事項については、監査役監査において特に留意して監査を実施することにしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査計画の立案段階より、意見交換を行うことにより、監査役監査との役割分担等を明確にしております。また、期中に実施される全ての内部監査、内部監査報告会に同席し、必要な助言等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
村島 雅弘	弁護士								○	
國本 行彦	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
村島 雅弘	——	弁護士の有資格者であり、上場を契機に経営体制強化のため、社外監査役として選任するものであります。
國本 行彦	——	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任するものであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

両監査役はすべての取締役会に出席し、取締役の職務執行状況や重要な意思決定に対して助言をしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意識を高めることで、企業価値向上に繋がることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成21年12月期(第5期)役員報酬
 取締役の年間報酬総額 51,300千円
 監査役の年間報酬総額 10,560千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役につきましては、適宜監査役間で情報共有を行うほか内部監査部門との連携体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 取締役会

取締役会は、取締役4名で構成され、原則月1回の定例取締役会を開催し、重要な事項は全て付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行っております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名(常勤監査役1名 非常勤監査役2名、うち社外監査役2名)から構成され、取締役の業務執行を監査する重要な機関です。また、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を行っております。さらに、監査法人及び内部監査部門と緊密な連携を図ることにより監査機能を強化しております。

(3) 経営会議

経営会議は、常勤役員と各部門長で構成され、原則隔週開催しております。取締役会に付議する事項を含む重要な業務執行事項について、その方

向性及び方針の確認等の審議を行い、経営意思決定の効率化、迅速化に努めております。

(4)内部監査

経営企画室に属する2名が内部監査を計画的に実施しており、監査結果を社長に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果の報告に対し、改善事項の指摘及び指導を行うとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。なお、内部監査担当者の属する経営企画室は、管理部が監査しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第5期定時株主総会開催日：平成22年3月25日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を適時開催し、また依頼に応じてOne on Oneでのミーティングも適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料、プレスリリース、決算説明会資料、IRカレンダーをWEBサイトに掲載しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「A sense of values」を経営理念として、行動基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	プライバシーマークを取得しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守に関する基本方針として「倫理規定」を制定し、取締役、監査役及び使用人に周知する。
 - (2) 取締役は、法令等の遵守に関する基本方針であるこの規定に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
 - (3) コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とするコンプライアンス委員会を、取締役会の諮問機関として設置する。
 - (4) すべての取締役、監査役及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。
 - (5) 「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定する。
 - (6) 独立性を持つ社長直下の内部監査部門による内部監査を実施する。
 - (7) 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に則り財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
 - (8) 反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する体制を確保する。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にする。
 - (2) 取締役及び使用人による効率的な業務運営を確保するため、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで、組織の効率的な運営を図ることを目的として「職務権限明細表」を定める。
 - (3) グループウェア等を積極的に活用することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (4) 経営計画を適正に策定・運用するため、「業務分掌規程」に則り、取締役会において中期経営計画を策定する。経営企画室は、中期経営計画の進捗状況及び進捗結果につき、定期的に取締役会に報告する。また、原則として事業年度毎に1回、取締役会において中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理する。また、情報の保管及び管理が、同規程に従い適正になされているか否かは内部監査部門による監査等により確認する。
 - (2) 「文書管理規程」や「システム管理細則」等によって、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざんまたは事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、定期的または臨時に開催するなどにより、全社的なリスク管理体制を推進する。
 - (3) 内部監査により、法令・定款違反、その他の事由にもつき損失の危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長に報告する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループの経営理念、経営姿勢を示したグループ経営方針を定めると共に、これを浸透させ、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。
 - (2) グループ各社に事業計画や実績の報告を求めると共に、グループで統一すべき基本方針を明確にする。
 - (3) グループ内における緊密な情報連携のため各グループ会社の取締役で定期的に情報共有を行う。
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役は、監査業務の補助及び取締役会の運営事務等を行うため、監査役の要請があった場合、速やかに適切な人員配置を行う。
 - ・ 監査役又は監査役会より補助要員等についての要請があれば取締役はこれを尊重する。
 - (2) 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役は、コンプライアンス委員会、内部監査部門、監査役の職務を補助する使用人の人事評価・人事異動に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
 - (3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は、取締役会の他重要な会議に出席し、取締役から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ・ 前記の重要な会議に付議されない重要な起案書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査直ちに報告する。
 - (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役は監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題の他監査上の重要課題、監査役監査の環境整備について意見を交換する。
 - ・ 内部監査部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
 - ・ 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役に監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - ・ 監査役並びに監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特にございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。

(2) 取締役の選任の決議要件

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(3) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。
これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。

(4) 自己の株式の取得

当社は、将来の経営環境の変化に応じた機動的な対応ができるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引により自己の株式を買受けることができる旨定款に定めております。

(5) 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人に期待された役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。))及び会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(6) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任を、法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結しており、会計監査人との間で、同契約を締結する予定であります。

